

# 利用者のために

## I 農林業センサスの沿革

### 1 センサスとは

通常、調査対象の全てについて、調査票を用いて基本的な項目に係る調査を行うことを意味する。(これに対し、既存の資料及び情報を基に、市町村などが所定の様式により申告したものと積み上げ、統計を作成する方法を表式調査という。)

### 2 戦前の農業センサス

農林業統計においてセンサス方式を初めて採用したのは、昭和4年に国際連合食糧農業機関(以下「FAO」という。)の前身である万国農事協会が提唱する「1930年世界農業センサス」の実施に沿って行った農業調査である。しかし、その調査は田畠別、自小作別耕地面積を調査しただけで農家や農業に関する全般的な調査を行ったわけではなかった。その意味で最初の農業センサスは、昭和13年に行われた農家一斉調査であることができ、この経験を基にそれまでの表式調査を改め、昭和16年から農林水産業調査規則に基づく農業基本調査(夏期調査及び冬期調査)をセンサス方式で行うこととなった。

しかし、第2次世界大戦末期にはセンサス方式の調査の実施が不可能となり、昭和19年には表式調査に逆戻りし、昭和20年には調査そのものが行われなかつた。

### 3 戦後の農業センサス

戦後、センサス方式の調査として、農家人口調査(昭和21年)、臨時農業センサス(昭和22年。このとき初めて「センサス」という言葉が用いられた。)及び農地統計調査(昭和24年)が実施された。昭和25年に至ってFAOが世界的規模で提唱した1950年世界農業センサスに参加し、我が国における農業センサスの基礎が固まつた。その後10年ごとに世界農業センサスに参加するとともに、その中間年次に我が国独自の農業センサスを実施することとなつた。

なお、今回の2010年世界農林業センサスは、戦後13回目の農業センサスである。

また、沖縄県においては、琉球政府時代の昭和26年2月に第1回目の農業センサスが実施され、その後、昭和39年4月、昭和46年10月と2回実施されており、今回センサスは復帰後では1975年農業センサスから8回目、戦後では11回目の農業センサスである。

### 4 林業センサス

林業センサスは昭和35年から農林業センサスの一環として10年ごとに実施されてきたが、2005年農林業センサスから、農業と林業の経営を一体的に把握する調査形態となつたため、以降5年ごとに実施している。

なお、今回の2010年世界農林業センサスは、林業センサスとしては7回目である。

また、沖縄県においては、復帰後では1980年世界農林業センサスから5回目となっている。

### 5 2005年農林業センサスにおける調査体系等の変更

2005年農林業センサスは、事業体を対象とする調査について2000年世界農林業センサスまで農業と林業を別々に調査していたが、農林業を経営の視点から同一の調査票で把握する調査体系に改め、農林業経営体を調査対象とした「農林業経営体調査」として実施した。

また、農林業地域を対象とする調査についても、農林業・農山村の有する多面的機能を一体

的に把握するため、従来の農業集落調査及び林業地域調査を統合した「農山村地域調査」、農業集落における集落機能、コミュニティー活動等を把握するための「農村集落調査」（付帯調査）を実施した。

具体的には、以下の見直しを行っている。

## (1) 農林業経営体調査

### ア 経営に着目した調査体系として実施

農林業の経営を的確に把握する見地から、これまでの農家及び林家という世帯に着目した調査から経営に着目した調査に改めるとともに、個人、組織、法人等の多様な担い手を一元的かつ横断的に捉えるため、2000年世界農林業センサスまでの農業事業体に関する3調査（農家調査、農家以外の農業事業体調査、農業サービス事業体調査）、林業事業体に関する3調査（林家調査、林家以外の林業事業体調査、林業サービス事業体等調査）を統合して農林業経営体を対象とする調査に一本化した。

また、調査周期についても、従来10年周期で実施していた林業に関する調査を農業に関する調査と同様に5年周期で実施することとした。

### イ 農林業経営体を調査対象

2005年農林業センサスにおいては、農林業経営の実態をより的確に把握するため、調査対象を農林業経営体とし、その定義については、

- (ア) 農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、
- (イ) 生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の農林業生産活動を行う者（組織経営体の場合は代表者）とした。

なお、1つの世帯・組織に調査対象としての基準を満たす者が複数存在する場合（それが次に示す外形基準を満たし、かつ、経営管理及び収支決算が独立して行われている場合）は、それぞれの者を調査対象とした。

### ウ 農林業経営体を判定するための外形基準の設定

農林業経営体を的確に判定するため、以下に示す外形基準（生産又は作業の規模）を設定した。

なお、農業生産を行っている場合の外形基準については、統計の安定性・継続性を確保する観点から、農産物価格の変動に左右される従来の農産物販売金額に代わる物的指標を導入した。

#### ＜農業の外形基準＞

- (ア) 農業生産を行っている場合

経営耕地面積が30a以上であるか、又は、物的指標（部門別の作付け（栽培）面積、飼養頭羽数等の規模）が一定経営規模以上である者を調査対象とした。

- (イ) 農業サービスを行っている場合

全てを調査対象とした。

#### ＜林業の外形基準＞

- (ア) 林業生産を行っている場合

保有山林面積が3ha以上で、かつ、調査期日前5年間継続して林業経営（育林若しくは伐採）を行った者又は調査実施年をその計画期間に含む森林施業計画を作成している者を調査対象とした。

- (イ) 委託を受けて素材生産を行っている場合又は立木を購入して素材生産を行っている場合  
調査期日前1年間の素材生産量が200m<sup>3</sup>以上である者を調査対象とした。
- (ウ) 素材生産サービス以外の林業サービスを行っている場合  
全てを調査対象とした。

## (2) 農山村地域調査

### ア 農業集落調査及び林業地域調査を統合

農林業・農山村の有する多面的機能を一体的に把握するため、従来の農業集落調査及び林業地域調査を統合した。

### イ 調査対象農業集落の変更

2000年世界農林業センサスまでは、農業集落の立地条件や農業生産面及び生活面でのつながりを把握するため、農業集落機能があると認められた地域（農家点在地を除く。）を調査対象としてきた。

2005年農林業センサスにおいては、農山村地域資源の総量把握に重点を置いて把握することとしたため、集落機能のない農業集落であっても資源量把握の観点から調査対象とすることとし、農政の施策の対象範囲外である全域が市街化区域である農業集落については調査対象から除外した。

## II 2010年世界農林業センサスの概要

### 1 調査の目的

2010年世界農林業センサスは、平成22年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、FAOの提唱する2010年世界農林業センサスの趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的として実施した。

### 2 調査の根拠

調査は、統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）及び平成16年5月20日農林水産省告示第1071号（農林業センサス規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件）に基づいて行った。

### 3 調査の体系

2010年世界農林業センサスは、農林業経営を把握するために行う個人、組織、法人などを対象とする調査（農林業経営体調査）及び農山村の現状を把握するために行う全国の市区町村や農業集落を対象とする調査（農山村地域調査）に大別される。

各調査の調査対象、調査方法等については次のとおりである。

なお、調査の企画・設計は全て農林水産省大臣官房統計部で行った。

調査の種類	調査対象	調査組織	調査期日	調査方法
農林業 経営体調査	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者 (農林業経営体の定義は、「V 用語の解説」を参照)	農林水産省   都道府県   市区町村   指導員   調査員   調査対象	平成22年 2月1日	調査対象による 自計調査
農山村地域 調査	(市区町村調査) 全ての市区町村	農林水産省   地方統計組織   調査対象	平成22年 2月1日	往復郵送調査又 はオンライン調査
	(農業集落調査) 全域が市街化区域に含まれる農業集落を除く 全ての農業集落	農林水産省   地方統計組織   調査員   調査対象		調査対象による 自計調査又は調 査員による面接 調査

#### 4 調査の対象地域の範囲

調査対象の範囲は、全国とした。

#### 5 調査事項

##### (1) 農林業経営体調査

- ア 経営の態様
- イ 世帯の状況
- ウ 農業経営の特徴
- エ 経営耕地面積等
- オ 農業用機械の所有
- カ 農業労働力
- キ 農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況
- ク 農産物の販売金額等
- ケ 農作業の委託及び受託の状況
- コ 保有山林面積
- サ 林業労働力

- シ 育林面積等及び素材生産量
- ス 林産物の販売金額等
- セ 林業作業の受託の状況
- ソ その他農林業経営体の現況を把握するために必要な事項

## (2) 農山村地域調査

- ア 農地・森林の状況等
- イ 地域資源の確保・活用状況
- ウ 総土地面積・林野面積に関する事項
- エ 農業集落の立地条件等
- オ その他農山村地域の現況を把握するために必要な事項

## 6 集計方法

単純積み上げにより算出した。  
なお、農林業経営体調査における平均年齢については、「集計対象者数の年齢の累積 / 集計対象者数」により算出した。

## 7 目標精度

本調査は、全数調査のため、目標精度は設定していない。

## III 2010年世界農林業センサスの変更点

我が国農林業・農山村を取り巻く情勢の変化及び農林業施策の動向に対応するとともに、最近の個人情報保護意識の高まりなど調査環境の変化を踏まえ、円滑かつ効率的に実施することが課題となっており、これらへの対応を図るため、調査方法、調査項目等の改善・見直しを行った。  
主な変更点は次のとおりである。

### 【農林業経営体調査】

#### 1 調査票及び調査期日の統一化

農林業センサスが全国一斉に統一的に実施されていることを踏まえ、調査業務の効率化を図る観点から、従来の北海道用、都府県用、沖縄県用に分かれていた調査票を1種類の調査票に統一化した。

また、沖縄県の調査期日については、調査業務の効率化と全国統一時点の調査結果を得る観点から、他の都道府県と同様の調査期日（2月1日現在）とした。

#### 2 調査項目の変更

- (1) 農林水産業と商工業の産業間連携や農産物輸出の促進に資するため、異業種からの農業への資本金・出資金の提供状況、海外への輸出状況等を調査項目に設定した。
- (2) 記入者の負担軽減を図る観点から、農業用機械、農産物の品目別面積、農作業の受託、家族経営協定等の調査項目等の簡素化又は廃止を行った。

## 【農山村地域調査】

### 1 調査方法の変更

農林水産省職員による面接聞き取り調査から、「市区町村調査」については往復郵送調査又はオンライン調査に、「農業集落調査」については農業集落の精通者に対する調査員調査に変更した。

### 2 農村集落調査の廃止

2005年農林業センサスの付帯調査として実施した農村集落調査（標本調査）については、調査結果の利活用状況等を踏まえ、調査体系の簡素化等の観点から廃止した。

### 3 調査項目の変更

- (1) 農山村地域の集落の再生・活性化に資するため、農業集落調査において、農業集落内の総戸数、農業集落としての活動状況（寄り合いの開催状況、実行組合の有無）を把握することとした。
- (2) 記入者の負担軽減及び調査の効率化を図る観点から、行政記録の活用で把握可能な法制上の地域指定等を調査項目から削除した。

## IV 農業集落の概念

### 1 農業集落とは

市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会のことである。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

具体的には、農道・用水施設の維持・管理、共有林野、農業用の各種建物や農機具等の利用、労働力（ゆい、手伝い）や農産物の共同出荷等の農業経営面ばかりでなく、冠婚葬祭その他生活面にまで密接に結びついた生産及び生活の共同体であり、さらに自治及び行政の単位として機能してきたものである。

### 2 農林業センサスにおける「農業集落」設定経過

- (1) 昭和30年臨時農業基本調査（以下「臨農」という。）

「農業集落とは、農家が農業上相互に最も密接に共同しあっている農家集団である。」と定義し、市町村区域の一部において農業上形成されている地域社会のことを意味している。

具体的には、行政区や実行組合の重なり方や各種集団の活動状況から、農業生産面及び生活面の共同の範囲を調べて農業集落の範囲を決めた。

- (2) 1970年世界農林業センサス

農業集落は農家の集団であるという点で臨農の定義を踏襲しているが、集団形成の土台には農業集落に属する土地があり、それを農業集落の領域と呼び、この領域の確認に力点を置いて設定した。この意味で農業集落の範囲を属地的に捉え、一定の土地（地理的な領域）と家（社会的な領域）とを成立要件とした農村の地域社会であるという考え方をとり、これを農業集落の区域とした。

(3) 1980年世界農林業センサス以降

農業集落の区域は、農林業センサスにおける最小の集計単位であると同時に、農業集落調査の調査単位であり、統計の連續性を考慮して農業集落の区域の修正は最小限にとどめるこ<sup>ト</sup>とし、原則として踏襲した。

(4) 2005年農林業センサス以降

これまでの農業集落の区域の認定方法と同様に、市区町村の合併・分割、土地区画整理事業などにより従来の農業集落の地域範囲が現状と異なった場合は、現況に即して修正を行い、それ以外の場合は、踏襲することとした。

## V 統計表の編成

### 1 統計表の概要

統計表の表章範囲は、全国農業地域及び各都道府県別である。

### 2 全国農業地域区分及び地方農政局管轄区域

統計表に用いた全国農業地域区分及び地方農政局管轄区域は次のとおりである。

#### (1) 全国農業地域区分

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	(北関東、南関東、東山) 茨城、栃木、群馬
北 関 東	埼玉、千葉、東京、神奈川
南 関 東	山梨、長野
東 山	岐阜、静岡、愛知、三重
東 海	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
近 畿	(山陰、山陽)
中 国	鳥取、島根
山 隅	岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	(北九州、南九州)
北 九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分
南 九 州	宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

## (2) 地方農政局管轄区域

地方農政局名	所 属 都 道 府 縍 名
東北農政局	(1)の東北の所属都道府県と同じ。
北陸農政局	(1)の北陸の所属都道府県と同じ。
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
近畿農政局	(1)の近畿の所属都道府県と同じ。
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局	(1)の九州の所属都道府県と同じ。

注： 東北農政局、北陸農政局、近畿農政局、九州農政局の結果については、当該農業地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

## (3) 農業地域類型

この分類では、短期の社会経済変動に対して、比較的安定している土地利用指標を中心とした基準指標によって旧市区町村（昭和25年2月1日時点の市区町村）を分類した。

農業地域類型	基 準 指 標
都市的地域	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上又はDID人口2万人以上の旧市区町村又は市町村。</li> <li><input type="radio"/> 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村又は市町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。</li> </ul>
平地農業地域	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村又は市町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。</li> <li><input type="radio"/> 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村又は市町村。</li> </ul>
中間農業地域	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 耕地率20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村又は市町村。</li> <li><input type="radio"/> 耕地率20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村又は市町村。</li> </ul>
山間農業地域	<input type="radio"/> 林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村又は市町村。

注：1 決定順位：都市的地域 → 山間農業地域 → 平地農業地域・中間農業地域

2 DID [人口集中地区] とは、人口密度約4,000人/km<sup>2</sup>以上の国勢調査基本単位区が幾つか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地区をいう。

3 傾斜は、1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

4 本書に用いた農業地域類型区分は、平成25年3月改定(平成25年3月28日付け24統計第1384号)のものである。

## VI 用語の解説

### 1 農林業経営体

#### 農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、  
その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15 a
②施設野菜栽培面積	350 m <sup>2</sup>
③果樹栽培面積	10 a
④露地花き栽培面積	10 a
⑤施設花き栽培面積	250 m <sup>2</sup>
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧豚飼養頭数	15 頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ブロイラー一年間出荷羽数	1,000 羽
⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物 の総販売額50万円に相当する事業の規模

- (3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「林業施業計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林又は伐採を実施した者に限る。）
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m<sup>3</sup>以上の素材を生産した者に限る。）

#### 農業経営体

「農林業経営体」の規定のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

なお、2000年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる。

林業経営体	「農林業経営体」の規定のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
家族経営体	1世帯（雇用者の有無は問わない。）で事業を行う者をいう。 なお、農家が法人化した形態である一戸一法人を含む。
組織経営体	複数世帯で事業を行う者（「家族経営体」に該当しない者）をいう。

## 2 組織形態別

法人化している (法人経営体)	「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう（一戸一法人は含まれる。）。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
会社	以下に該当するものをいう。
株式会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
各種団体	以下に該当するものをいう。
農協	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき組織された組合で、

農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。

森林組合

森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。

その他の各種団体

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含める。

その他の法人

農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。

地方公共団体・財産区

地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。

財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。

個人経営体

「農林業経営体」の規定のうち、1世帯で事業を行う者をいう（一戸一法人は含まない。）。

農林業経営体の「家族・組織区分」と「個人・法人区分」の概念

	家族（世帯）としての経営		組織（世帯以外）としての経営	
	一戸一法人	非法人	法人	非法人
家族経営体	○	○		
組織経営体			○	○
個人経営体		○		
法人経営体	○		○	

### 3 一世帯複数経営

一世帯複数経営

同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算の下に、農業経営又は林業経営を行い、それぞれの経営が「農林業経営体」の規定のいずれかに該当する事業を行う経営をいう。

## 【農業経営体】

### 1 農業経営組織別

単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
準単一複合経営 経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。
複合経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいう。

### 2 土地

経営耕地	調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有し耕作している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。
------	--

経営耕地＝所有地(田、畑、樹園地)－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

#### 経営耕地の判定事項

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般的の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受け耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかつた耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入

耕地)とした。

- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、○○県や○○町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

### 耕地の判定事項

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とし、実際の利用状況により採草していれば「採草地や放牧地」とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していないなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。  
しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはせず耕作放棄地とした。
- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていないければ耕地とはしなかった。
- (4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。ただし、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。
- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。  
なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、

	みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。
田	<p>耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。</p> <p>水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。</p> <p>(1) 陸田（もとは畠であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。</p> <p>(2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畠とした。</p> <p>なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畠地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っていても畠とした。</p>
稻を作った田	水稻を作った田をいう。ただし、青刈り用の稻は除いた。
二毛作した田	水稻を作った田のうち、二毛作（裏作）をした田をいう。
何も作らなかつた田	<p>災害や労働力不足、転作などの理由で、過去1年間全く作付けしなかつたが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある田をいう。</p> <p>ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕作放棄地として、ここには含まない。</p>
畠	耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。
普通畠	<p>畠のうち、牧草専用地を除く全てのもので、通常、草本性作物又は苗木等を栽培することを常態とするものをいう。</p> <p>また、焼畠、切替畠（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畠及び畠と山林を輪番し、切り替えて利用する畠）など不安定な畠も含めた。</p>
飼料用作物だけを作った畠	<p>飼料用作物や牧草のみを栽培した畠をいう。</p> <p>牧草と輪作している畠はここに含めた。</p> <p>牧草だけを継続して作った畠は、「牧草専用地」とした。</p>
牧草専用地	<p>牧草だけを継続的に栽培している土地をいう。</p> <p>(1) 牧草のは種後何年経過していても、施肥及び補はんなどの肥培管理をしていればここに含めた。</p>

	<p>(2) 草地造成により造成した牧草地をここに含めた（この場合の造成草地とは、牧草のは種を完了したものをいう。）。</p> <p>ただし、共有及び公有の造成草地で割地されていないものは除いた。</p>
何も作らなかつた畑	<p>災害や労働力不足などの理由で、過去1年間全く作付けしなかつたが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある畑をいう。</p> <p>ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕作放棄地として、ここには含まない。</p>
樹園地	<p>木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。</p> <p>花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。</p> <p>樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。</p>
所有耕地	所有耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－耕作放棄地
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
貸付耕地	他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。
耕地以外で採草地・放牧地として利用した土地	保有又は借入れている山林、原野及び耕作放棄地等で、過去1年間に飼料用や肥料用に採草したり、放牧又はけい牧地として利用した土地のことをいう。

### 3 販売目的の作物

販売目的の作物	<p>販売を目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含めない。</p> <p>また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたま一部自給向にしたもののは含めた。</p> <p>なお、作物について露地及び施設別に区分した。</p>
---------	--

露地	屋根などの覆いのない土地をいう。
施設	<p>ビニールハウス、ガラス室などで、その中で普通の姿勢で作業できるものをいう。</p> <p>なお、雨よけ程度のものや、水稻の育苗だけ、又は、きのこの栽培だけに使ったものはここには含めない。</p>

#### 4 販売目的の家畜

乳用牛	<p>現在搾乳中の牛（乾乳中の牛を含む。）のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛（種牛候補を含む。）及びと殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。</p> <p>なお、肉用として肥育している未経産牛や肉用のおす牛、産後すぐ（1週間程度）に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めずに肉用牛に含めた。</p>
肉用牛	<p>肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。</p> <p>乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分しており、乳用種のおすばかりでなく、子取り用のめす牛や未経産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。</p>
豚	子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚及び自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚をいう。
採卵鶏	<p>卵の販売目的で飼養している鶏（ひなどりを含む。）をいう。</p> <p>種鶏やブロイラー、愛玩用の東天紅・尾長鳥・ちやぼなどは含まない。</p> <p>なお、廃鶏も調査期日現在でまだ飼養していれば、便宜上ここに含めた。</p>
ブロイラー	<p>当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後3か月未満で肉用として出荷した鶏をいう。</p> <p>肉用種、卵用種は問わない。</p>

#### 5 農業労働力

経営者	男女を問わず、その農業経営に責任を持つ者をいい、集落営農や協業経
-----	----------------------------------

営の場合は構成員を含めた。

農産物の生産又は委託を受けて行う農作業の時期の決定や、作物及び家畜の出荷（販売）時期の決定を行うといった、日常の農業経営における管理運営の中心となっている者をいう。

ただし、農業経営に対する出資のみを行っていて、実際の仕事に従事していない者は含まない。

#### 雇用者

雇用者は、農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいう。

#### 常雇い

主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でもかまわない。）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人のことをいう。

#### 臨時雇い

日雇、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

なお、農作業を委託した場合の労働は含まない。

また、主に農業経営以外の仕事のために雇っている人が農繁期などに農業経営のための農作業に従事した場合や、7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含む。

## 6 農作業の受託

#### 農作業の受託

自分の持っている機械（借入れを含む。）を使ってよその農作業を個人的に請け負ったものと、複数の農家の組織活動として請け負ったものの両方を含む。

#### 酪農ヘルパー

搾乳、飼料の給与、きゅう肥の運搬の作業を受託したことをいう。

#### 水稻作作業の受託

全作業受託とは、同一の世帯又は組織から水稻作の育苗から乾燥・調製までの全作業を受託したことをいい、経営を委託されたものは含まない。

部分作業受託とは、水稻作の育苗、耕起・代かき、田植、防除、稲刈り・脱穀、乾燥・調製のうち、1種類以上の作業について受託したことをいう。

## 7 農業用機械

所有台数	<p>機械の購入者ではなく、実際に機械を管理している者をその機械を所有している者とみなした。</p> <p>また、数戸で共有している機械で、現在、当該調査客体が保管・管理している機械も含めた。</p>
------	--

## 8 農業経営の取り組み

農業生産関連事業	「農産物の加工」、「観光農園」、「農家民宿」等農業生産に関連した事業をいう。
農産物の加工	販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいう。
消費者に直接販売	自ら生産した農産物やその加工品を直接消費者に販売している（インターネット販売を含む。）場合や、消費者と販売契約して直送しているものをいう。
貸農園・体験農園等	所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。 なお、自己所有の農地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。
観光農園	農業を営む者が、観光客等に、ほ場において、自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験させ又は観賞させ代金を得ている事業をいう。
農家民宿	農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき都道府県知事の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
農家レストラン	農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいう。
海外への輸出	農業を営む者が、農産物を輸出しているものをいう。

## 環境保全型農業

「環境保全型農業推進の基本的考え方」（平成6年4月農林水産省環境保全型農業推進本部）によれば、「農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義されており、地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土作りを行うなど、環境に配慮した農業をいう。

## 農業以外の業種からの資本金・出資金の提供を受けている

農業経営について、農業以外の業種から資本金や出資金の提供を受けている場合をいう。

なお、資本金・出資金の提供を外部から受けている場合を含むが、例えば、建設会社が自ら農業経営（農作業の受託のみの場合を含む。）を行い、建設業と農業経営を合わせて行っている場合は含まない。

## 建設業・運輸業

日本標準産業分類の大分類に示す、「D－建設業」又は「H－運輸業・郵便業」に該当する業種（例えば、土木関係の会社、鉄道会社、運送会社、宅配業者等）から資本金・出資金の提供を受けている場合をいう。

## 食料品製造業・飲食サービス業

日本標準産業分類の大分類に示す、「E－製造業」のうち、中分類「09－食料品製造業」（例えば、食品加工会社等）又は「M－宿泊業・飲食サービス業」のうち、中分類「75－宿泊業」、「76－飲食店」（例えば、飲食店等の外食産業等）に該当する業種から資本金・出資金の提供を受けている場合をいう。

## 飲料品卸売・小売業

日本標準産業分類の大分類に示す、「I－卸売業・小売業」のうち、中分類「52－飲料品卸売業」又は「58－飲料品小売業」（例えば、市場の卸売業者、商社、スーパー等）に該当する業種から資本金・出資金の提供を受けている場合をいう。

## 9 農業生産法人の状況

### 農業経営体である農業生産法人

「農業経営体」の規定のうち、農業生産法人に該当する経営体とした。

なお、農業生産法人とは、農地法（昭和22年法律第229号）第2条第3項に規定する、農業経営を行うために農地を取得できる法人をいう。

## 【総農家等】

農家	調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。 「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
販売農家	経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯をいう。

## 【販売農家】

### 1 主副業別

主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
準主業農家	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
副業的農家	1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

### 2 専兼業別

専業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。

生産年齢人口	15～64歳の者をいう。
<b>3 農業労働力</b>	
農業投下労働	年間農業労働時間1,800時間（1日8時間換算で225日）を1単位の農業労働単位とし、農業経営に投下された総労働日数を225日で除した値により分類した。これにより、農業経営に投下された総労働量（世帯員、雇用労働、手伝い等の合計）を標準化した値で比較することができる。
専従者	調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。
準専従者	調査期日前1年間に自営農業に60～149日従事した者をいう。
世帯員	原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ている人は含むが、通学や就職のためよそに住んでいる子弟は除く。 また、住み込みの雇人も除く。
農業後継者	15歳以上の者で、次の代でその家の農業経営を継承する者をいう（予定者を含む。）。
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。
基幹的農業従事者	農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

(参考) 世帯員の就業状態区分

区分		仕事への従事状況			
		農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事 農業従事日数が多い	その他の仕事への従事日数が多い	その他の仕事のみに従事
ふだんの主な状態	主に自営農業		基幹的農業従事者		
	主に他に勤務				
	主に農業以外の自営業				
	家事・育児				
	学生（研修を含む。）				
	上記以外				

#### 4 販売目的の家畜

和牛と乳用種の交雑種

乳用種のめすに肉用種のおすを交配し生産された、いわゆるF1牛をいう。

なお、F1牛のめすに肉用種のおすを交配し生産されたF1クロス牛も含む。

子取り用めす牛

子牛を生産する目的で飼養している和牛などの肉用種のめす牛をいう。

子取り用めす豚

子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚をいう。

肥育中の豚

自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚をいう。  
なお、種豚、将来子取り用にする予定の6か月未満のめす豚及び将来種おすにするかどうか決まっていないものも含めた。

#### 【農山村地域調査】

農業集落

市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会のことである。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

D I D（人口集中地区）

平成17年国勢調査において、人口密度約4,000人/km<sup>2</sup>以上の国勢調査基本単位区が幾つか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域をいう。

(D I D : Densely Inhabited District)

D I Dまでの所要時間	<p>当該農業集落の居住者が普段利用している交通手段（自動車、バス、電車等）によることとし、その起点は、当該農業集落のランドマークとし、終点は、D I Dの中心地とする。</p> <p>離島の農業集落で船舶や空路を利用する場合はその所要時間を含める。</p> <p>なお、居住者が普段利用している交通手段については、利用者数が最も多いものとする。</p> <p>ここでの「農業集落のランドマーク」とは、人家の最も多く集まっているところとし、人家が散在している場合は、農業集落の集会所等がある場所とする。なお、人家が散在しておりかつ集会所が複数ある場合は、最も多くの農家が利用する集会所がある場所をランドマークとする。</p> <p>また、「D I Dの中心地」とは、人家の最も多く集まっている場所とするが、判断が難しい場合には、例えば市区町村役場や農協等の公的機関が所在している場所又は旧市区町村役場が所在していた場所などとする。</p>
農家率	農業集落の総戸数に占める農家の割合をいう。
耕地面積	農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔は耕地に含む。
田	耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。
畠	耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。
樹園地	樹園地木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1a以上まとまっているもの（一定のうね幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。
耕地率	総土地面積に占める耕地面積の割合をいう。
水田率	<p>耕地面積に占める田面積の割合をいう。</p> <p>なお、水田率を用いて農業集落の農業経営の基盤的条件の差異を示した区分は以下のとおりであるが、この区分は地域農業構造の特性を把握するための統計上の区分であり、制度上や施策上の取扱いに直接結びつくものではない。</p>
水田集落	水田率が70%以上の集落をいう。
田畠集落	水田率が30%以上70%未満の集落をいう。

畠地集落	水田率が30%未満の集落をいう。
実行組合	<p>農業生産活動における最も基礎的な農家集団である。</p> <p>具体的には、生産組合、農事実行組合、農家組合、農協支部など様々な名称で呼ばれているが、その名称のいかんにかかわらず、総合的な機能をもつ農業生産者の集団をいう。</p> <p>ただし、出荷組合、酪農組合、養蚕組合など農業の一部門だけを担当する団体は含めない。</p>
寄り合い	<p>原則として地域社会又は地域の農業生産に関わる事項について、農業集落の人達が協議を行うため開く会合をいう。また、農業集落の全世帯を対象とした会合あるいは農業集落内の全農家を対象とした会合は行われていないが、農業集落内の各班における代表者、役員が集まって行われている会合についても、地域社会又は地域の農業生産に関する事項について意思決定がなされているものであれば寄り合いとみなす。</p> <p>ただし、婦人会、子供会、青年団、4Hクラブ等のサークル活動的なものは除く。</p>
農業生産にかかる事項	生産調整・転作、共同で行う防除や出荷、農作業の労働力調整等の農業生産に関する事項をいう。
農道・農業用排水路・ため池の管理	農道、農業用排水路、ため池の補修、草刈り、泥上げ、清掃等の農道、農業用排水路及びため池の維持・管理に関する事項をいう。
集落共有財産・共用施設の管理	農業集落における農業用機械、施設や共有林などの共有財産や、公用の生活関連施設の維持・管理に関する事項をいう。
環境美化・自然環境の保全	農業集落内の清掃、空き缶拾い、草刈り等の環境美化や自然資源等の保全等に関する事項をいう。
農業集落行事（祭り・イベント等）の計画・推進	寺社や仏閣における祭り（祭礼、大祭、例祭等）、運動会、各種イベント等の集落行事の計画・推進に関する事項をいう。
農業集落内の	農業集落内の高齢者や子供会のサービス（介護活動、子供会など）やゴミ

福祉・厚生	処理、リサイクル活動、共同で行う消毒などをいう。
地域資源	本調査では、農地、森林、ため池・湖沼、河川・水路、農業用用排水路をいう。
地域資源の保全	地域住民等が主体となって地域資源を地域の共有資源として、保全、維持、向上を目的に行う行為をいう。
農地	農地法（昭和27年法律第229号）に基づく耕作の目的に供される土地をいう。
森林	森林法（昭和26年法律第249号）第2条にいう「森林」をいう。
ため池・湖沼	かんがい用水をためておく人工又は天然の池をいう。
河川・水路	一級河川、二級河川のほか小川等の小さな水流及び運河をいう。 なお、農業用又は生活用の用排水路は除く。
農業用用排水路	農業用の用水又は排水のための施設をいう。

## VII 利用上の注意

### 1 調査項目の変更

調査項目については、農林業経営の体質強化が重要となっていることから、海外への輸出やインターネットを利用した販売への取組を把握するための調査事項の追加、林業労働力や林業作業に関する調査事項の拡充を行った一方で、調査対象者の記入負担の軽減を図る観点から農林業の基本構造の把握に必要な調査事項に限定する等、調査項目の簡素化を行った。

このため、本報告書に掲載する調査結果のうち、以下の該当項目については、2010年世界農林業センサスと2005年農林業センサスでは調査方法が異なるため、経年比較する際には、留意する必要がある。

2010年の該当項目	留 意 事 項
<農業経営体、農業経営体（組織経営体）及び販売農家>  「雇用者」及び「臨時雇い（手伝い等を含む。）」	2010年世界農林業センサス調査票では、臨時雇いについて「臨時雇い」と「手間替え・ゆい（労働交換）・手伝い」を一括りで把握しているが、2005年農林業センサス調査票では、それぞれを区分して把握している。 また、2005年農林業センサス調査票では、組織経営体（家族による経営でない）の場合は、「手間替え・ゆい（労働交換）・手伝い」を把握していない。 このため、2005年農林業センサス結果は、同一の者が両方に該当した

	場合は重複してそれぞれの項目でカウントされていることや、組織経営体の場合の把握範囲が一致していないことにより、「雇用者」及び「臨時雇い（手伝い等を含む。）」の「雇い入れた（実）経営体」と「実人数」については、2010年と2005年では接続しない。
<農業経営体、農業経営体（組織経営体）及び販売農家>  農業生産関連事業の「消費者に直接販売」及び「農業生産関連事業を行っている実経営体（農家）数」	2010年世界農林業センサス調査票では、農業生産関連事業を把握する調査項目としての「消費者に直接販売」を把握していないため、農産物の出荷先を把握する調査項目として設定している「消費者に直接販売」の回答値を用いて集計を行っている。  一方、2005年農林業センサス調査票では、農業生産関連事業を把握する調査項目として、「店や消費者に直接販売」を把握している。  このため、「消費者に直接販売」と「農業生産関連事業を行っている実経営体（農家）数」については、2010年と2005年では接続しない。
<農業経営体、農業経営体（組織経営体）及び販売農家>  農作業受託料金収入がある経営体（農家）の事業部門別経営体（農家）数、水稻作受託作業種類別経営体（農家）数と受託面積等	2010年世界農林業センサス調査票では、農作業受託料金収入がある場合にのみ作業受託面積等を把握しているが、2005年農林業センサス調査票では農作業受託料金収入の有無に関わらず作業受託面積等を把握している。  このため、2010年と2005年では接続しない。
<農業経営体、農業経営体（組織経営体）及び販売農家>  農業用機械を所有している経営体（農家）数と所有台数	2010年世界農林業センサス調査票では、「トラクター」には歩行用（耕耘機）も含めて把握しているが、2005年農林業センサス調査票では「乗用型トラクター」に限定して把握している。  このため、2010年と2005年では接続しない。

2 表中に使用した記号は次のとおりである。

「0」… 単位に満たないもの。（例：0.4ha → 0ha）

「-」… 調査は行ったが事実のないもの。

「…」… 事実不詳又は調査を欠くもの。

3 統計数値については、集計過程において四捨五入しているため、各数値の積み上げ値と合計あるいは合計の内訳の計が一致していない場合がある。

## VII お問合せ先

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

センサス統計室農林業センサス統計班

電話：03-3502-8111 内線3665、3667

直通：03-3502-5648、03-6744-2256